



市役所・各支所の窓口で

キャッシュカードで税・料などの口座振替手続きができます

平成24年7月2日(月)から、市役所・各支所の窓口で、各種税・料の口座振替手続きが、金融機関のキャッシュカードを利用してできるようになりました。

利用可能な税・料	窓 口	T E L	F A X
市 府 民 税 (普 通 徴 収)	税 務 課 管 理 証 明 係	24-7024	23-6537
固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税			
国 民 健 康 保 険 料	保 険 課 国 保 料 係	24-7019	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	高 齢 者 福 祉 課 高 齢 者 医 療 係	24-7018	
介 護 保 険 料 (普 通 徴 収)	“ 介 護 保 険 係	24-7013	
保 育 所 保 育 料	子 育 て 支 援 課 保 育 園 係	24-7083	
市 営 住 宅 使 用 料	建 築 課 住 宅 管 理 係	24-7053	

【利用可能な金融機関】

ゆうちょ銀行、京都銀行、近畿労働金庫、関西アーバン銀行、京都北都信用金庫、中兵庫信用金庫

※京都農業協同組合、京都丹の国農業協同組合、但馬銀行、但馬信用金庫はご利用いただけません。引き続き金融機関窓口での届出用紙によるお届けをお願いします。

【手続きに必要なもの】 上記の金融機関のキャッシュカード(手続きには暗証番号が必要です。)

【次の点が便利になりました】

◎後期高齢者医療保険料・国民健康保険料の年金からの特別徴収を普通徴収へ変更する場合、金融機関へ口座振替の手続きに行かなくて済むようになりました。

◎手続きから実際に口座振替を利用するまでの期間が短縮されました。

(手続きは10日程度になりますが、祝日などの状況により異なる場合があります。手続きの際にお問い合わせください。)

◎市役所開庁時間は、いつでも手続きが可能です。

なお、これまでどおり届出用紙による金融機関窓口での申し込みも可能です。
また、口座振替を取りやめる場合は、従前の届出用紙による金融機関窓口での取り扱いとなります。

問い合わせ 保険課国保料係(Tel24-7019・FAX23-6537)